

地域から広げる支援の輪

市内7コミュニティが平成29年7月九州北部豪雨の義援金を報告

7月5日から発生した九州北部豪雨により被害を受けられた方々に対して、心からお見舞い申し上げます。

市内7つのコミュニティ運営協議会では、自治会などの協力を得て募金活動に取り組みました。

今回、7コミュニティ運営協議会の会長が市役所に来庁し、代表して林田会長（二日市東）から藤田市長に義援金の報告がありました。

●義援金額 813万1310円
（9月14日現在）

地域の皆様のご協力に心から感謝申し上げます。義援金は、日本赤十字社を通じて、被災地へ届けます。

各施設での義援金の受付は、12月28日まで延長していただきますのでご協力をお願いします。

●募金箱設置場所 市役所、生涯学習センター、カミィリヤ、上下水道庁舎、市民図書館、各コミュニティセンター、農業者トレーニングセンター、勤労青少年ホーム、文化会館

●問い合わせ先 生活福祉課 地域福祉担当

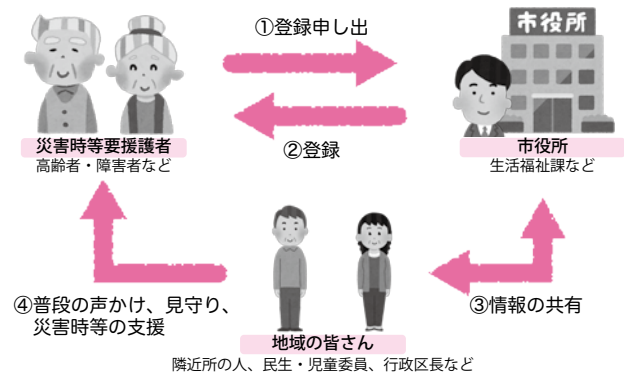


【後列】左から安武会長（山家）、森田会長（二日市）、八尋会長（御笠）、川上会長（筑紫）、荒瀬会長（山口） 【前列】左から古川会長（筑紫南）、藤田市長、林田会長（二日市東）

地域で助けあい支えあうまちづくり 災害時等要援護者支援制度に 登録しませんか？

災害時等要援護者支援制度とは…

災害時に支援が必要な人を、地域と支援者（要援護者本人を支援する人）が一体となって、可能な範囲で助け合おうというものです。



●要援護者はこのような人

75歳以上の高齢者、要介護や要支援認定者、障害者、難病患者、妊産婦や乳幼児、外国人など

「日常的に周囲の支援を必要とする人」「災害時に自分で移動できない人」「情報を得ることが難しい人」「避難のために何らかの手助けが必要な人」は誰でも要援護者として登録できます。

●支援者はこのような人

一番望ましいのは、隣近所の人です。近隣の人に頼める人がいない場合は、行政区と相談して支援者を決めます。

●登録するには

- ①市内各コミュニティセンターなどに備えている登録申出書に、氏名、連絡先などを記入し、事前に登録します。
 - ②ご近所であなただけを支援してくれる人（支援者）を決めて、この制度に登録することへの同意を得ます。支援者が思い当たらない場合は、空欄のまま提出してください。
 - ③支援者は、日ごろの声掛けや、災害時には安否確認や避難誘導などの可能な範囲の支援をお願いします。
- ※すでにこの制度に登録している人でも、登録内容が変わった場合は届け出てください。

●登録申し出・問い合わせ先 生活福祉課 地域福祉担当